

公益財団法人広島市文化財団ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人広島市文化財団ホームページ（以下「財団ホームページ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 80 ピクセル 横 180 ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG 又は PNG。ただし、アニメーション GIF など動きのあるものを使用する場合には、閲覧者の目への負担が大きくなるようなものであること。
- (3) 容量 50kb 以下

2 広告枠の位置は、財団ホームページのトップページのうちから、理事長が定める。

(広告の募集及び掲載)

第3条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、財団ホームページ、財団広報誌「文化情報マガジン「to you」」（以下「財団広報誌」という。）、その他の広報媒体を利用して行う。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。

3 掲載申込みのあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

(掲載に適さないもの)

第4条 広告の画像及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、財団ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、財団ホームページに掲載する広告として適当でないとして理事長が判断するもの

(掲載決定順序)

第5条 掲載申込みのあった広告（前条各号のいずれにも該当しないものに限る。）が財団ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告

- (2) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
 - (3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
 - (4) 市内に事業所、事務所等を有する私企業又は個人が営む事業の広告（前号に掲げるものを除く。）
 - (5) 市内に事業所、事務所等を有しない私企業又は個人が営む事業の広告（第3号に掲げるものを除く。）
 - (6) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
 - 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額5,000円とする。

- 2 広告の掲載申込期間が6か月間のときは広告掲載料の5%、また1年間のときは広告掲載料の10%を割り引く。

（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、公益財団法人広島市文化財団定款第9条に掲げる事業年度を超える期間を指定することはできない。

- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は、理事長が定める。

（掲載申込み及び掲載する広告の決定）

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、「(公財)広島市文化財団ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）」を理事長が定める期限までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第4条及び第5条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を「(公財)広島市文化財団ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）」又は「(公財)広島市文化財団ホームページ広告非掲載決定通知書（様式第3-1号及び第3-2号）」により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、理事長は、掲載の可否について、次条の公益財団法人広島市文化財団ホームページ広告審査会による審査を経るものとする。
- 5 理事長は、第3項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、同項の規定により通知する際、併せて通知するものとする。また、この通知を受けた申込者は、理事長が指定する期日までに承諾書（様式第4号）を提出しなければならない。

（広告審査会）

第9条 理事長は、前条第4項の規定による審査を行うため、公益財団法人広島市文化財団ホームページ広告審査会（以下「広告審査会」という。）を置き、その委員は次に掲げる者をもって

充てる。

- (1) 文化事業部長
 - (2) 文化事業部総務課長
 - (3) 文化事業部事業課長
 - (4) 文化事業部事業課主任
- 2 広告審査会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、会務を総括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 委員長は文化事業部長を、副委員長は文化事業部事業課長をもって充てる。
 - 6 委員は、文化事業部総務課長、文化事業部事業課主任をもって充てる。
 - 7 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(承諾書の提出及び広告掲載料の納付)

第10条 第8条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、理事長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿（画像データに限る。以下この要綱において同じ。）を自己の負担により作成し、理事長が指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、「(公財)広島市文化財団ホームページ広告掲載申込書」記載の内容と相違していないこと、第4条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないことその他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。
- 3 理事長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第12条 理事長は、第8条第5号の規定により承諾書が提出され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更の求め等)

第13条 理事長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、当該ホームページの内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し等)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

- (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 第11条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
 - (4) その他財団ホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。
- 2 当財団は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、理事長に対し、「(公財)広島市文化財団ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第5号)」を提出し、承認を得るものとする。
- 3 第8条及び第11条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに「(公財)広島市文化財団ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第5号)」により理事長に届け出、承認を得るものとする。
- 5 理事長は、第2項及び第4項の規定による掲載広告等の変更申込みを承認するときは、申込者に対し、その内容を「(公財)広島市文化財団ホームページ掲載広告変更承認通知書(様式第6号)」により通知しなければならない。

(広告掲載の取りやめの申出)

第16条 広告主は、「(公財)広島市文化財団ホームページ広告掲載取りやめ申出書(様式第7号)」の提出により、財団ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による申し出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であって、取りやめた日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間(第8条第3項の規定により掲載を決定した期間)の残りの月数が3か月以上あるときは、当該残りの月数から2か月(広告掲載の事務手続に要する期間)を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。
- 3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
- 4 次に掲げる理由により、当財団が財団ホームページの運営を一時停止した場合(一時停止の

期間が連続して24時間以内の場合に限る。)は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第3項の規定により決定を受けた財団ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年度については、平成19年6月1日から平成20年3月31日までの10か月を1年間とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。